



青色申告会が運営する安心の制度

全青色共済

会員同士の助け合い制度です

2023年度の給付金(保険金) お支払額は全国で **約8,699万円!**



新規加入時の年令 ▶ 14才6ヵ月超~60才6ヵ月以下の方

基本コース ▶▶ 2~3ページをご覧ください

新規加入時の年令 ▶ 60才6ヵ月超~70才6ヵ月以下の方

ゆとりコース ▶▶ 4~5ページをご覧ください

お申し込み、ご相談は

(一社) 大宮青色申告会

〒337-0053

さいたま市見沼区大和田町2-1345-1

廣栄ビル2階

☎048-795-7520

12月保障(補償)開始は2025年12月1日

申込締切日 2025年11月14日(金)

保険
(補償)
期間

生保分 2025年12月1日~2026年11月30日

損保分 2025年12月1日午後4時~2026年12月1日午後4時

※保障(補償)開始日の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済分が午前0時からとなります。

6月保障(補償)開始は2026年6月1日

申込締切日 2026年5月15日(金)

保険
(補償)
期間

生保分 2026年6月1日~2027年5月31日

損保分 2026年6月1日午後4時~2026年12月1日午後4時

※保険期間2025年12月1日午後4時から2026年12月1日午後4時の保険契約への中途加入となります。

※この制度にご加入の際には、このパンフレットと併せて別冊「特に重要なお知らせ(2025年12月・2026年6月保障(補償)開始用)」(下記二次元コードにてご参照ください)の内容も必ずご確認ください。

※当制度は、青色申告会の会員とご家族、専従者、従業員の皆さまのみを対象としています。一般の方は、ご加入できません。

全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人 全国青色申告会総連合

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認ください事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご注意事項」、「ご加入内容確認事項」等は、別冊「特に重要なお知らせ(2025年12月・2026年6月保障(補償)開始用)」として右の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



自家共済引受団体 全国青色申告会総連合共済会 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3233-0151
無配当定期保険引受保険会社 大樹生命保険(株)公共・広域法人営業部 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03-6831-8840
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)広域法人部営業第1課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6692
団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

もしも事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

基本コース

ご加入時の年齢が14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額換算 **2,250円** (共済共 1,000円 傷害特約 1,250円(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合							
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合		
給付金(保険金)をお支払する場合(例)	 歩行中に自動車にはねられ死亡	 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありませぬ。	 階段から転落し半身不随	 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	 スキーで転倒し複雑骨折のため入院	 料理中のやけどにより通院	 骨折で入院中に接合手術	
年齢 12/1スタート分 12/1時点の年齢 6/1スタート分 6/1時点の年齢	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありませぬ。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありませぬ。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき	
14才6ヵ月超～40才6ヵ月以下	1,050万円 共 500万円 特 550万円	775万円 共 500万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 750～30万円 共 200～8万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 475～19万円 共 200～8万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 のみ	入院中の手術 3万円	入院中以外の手術 1.5万円 のみ	
40才6ヵ月超～50才6ヵ月以下	850万円 共 300万円 特 550万円	575万円 共 300万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払 1,000円 のみ	1日あたり 1,000円 のみ	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払 1,500円 のみ	
50才6ヵ月超～65才6ヵ月以下	750万円 共 200万円 特 550万円	475万円 共 200万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 1,000円 のみ	10日以上30日まで 100万円 のみ	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払 1,500円 のみ	
65才6ヵ月超～70才6ヵ月以下	700万円 共 150万円 特 550万円	425万円 共 150万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 1,000円 のみ	10日以上30日まで 100万円 のみ	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払 1,500円 のみ	
70才6ヵ月超～75才6ヵ月以下	680万円 共 130万円 特 550万円	405万円 共 130万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 1,000円 のみ	10日以上30日まで 100万円 のみ	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払 1,500円 のみ	
75才6ヵ月超～80才6ヵ月以下	560万円 共 特別弔慰金 10万円 特 550万円	285万円 共 特別弔慰金 10万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 のみ	10日以上30日まで 100万円 のみ	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払 1,500円 のみ	
引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	○	○	○	○
	傷害特約	損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	○	○	○	○	○	○
		損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	○	○	○	○	○	○

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。①全青色共済制度は、全国青色申告会(以下、共済会)の自家共済と大樹生命保険株式会社(以下、大樹生命)の無配当定期保険と三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の団体総合生活補償保険(MS&AD型)から構成される制度です。共済・無配当定期保険・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。②傷害特約制度は、「火災見舞金」が共済会の自家共済(上記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の団体総合生活補償保険(MS&AD)「ご注意事項」をご確認ください。

Check! 保障(補償)開始

2025年12月1日スタート申込時 昭和40年6月2日～平成23年6月1日生まれの方

2026年6月1日スタート申込時 昭和40年12月2日～平成23年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、基本コースの保障(補償)内容での更新となります。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活賠償特約	病気の場合		火災に遭った場合	花輪代高度障害見舞金
	死亡	入院した場合		
 賠償費用として	 胃ガンにより死亡	 肺炎のため入院	 事務所火事	 花輪代として
日常の偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」	疾病により死亡したとき(または高度障害状態になったとき、ただし75才6ヵ月超は除く)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上のとき	死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
1口あたり 1,000万円 限度 のみ	300万円 のみ	1日あたり 1,000円 のみ	20万円 のみ	1万円 のみ
主な支払対象事故 ①住宅の所有・使用等に起因するもの ②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの ③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの	100万円 のみ	10日以上30日まで 100万円 のみ	※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。
	50万円 のみ	※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	特別弔慰金は病気・災害を問わず終身保障です。特別弔慰金は加算金を支払う場合があります。☆高度障害は対象外	
	30万円 のみ	特別弔慰金 10万円 のみ 75才6ヵ月超終身		
		注 年齢が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。		

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

- 加入資格**
- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。(*加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。)
 - ※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
 - 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2025年12月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和40年6月2日～平成23年6月1日生
傷害特約*	3口まで可 【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年6月2日～平成23年6月1日生
	2口まで可 【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年6月2日～昭和35年6月1日生
	1口 【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年6月2日～昭和30年6月1日生

2026年6月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和40年12月2日～平成23年12月1日生
傷害特約*	3口まで可 【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年12月2日～平成23年12月1日生
	2口まで可 【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～昭和35年12月1日生
	1口 【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和30年12月1日生

- ※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
 - 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年齢によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページの「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
 - お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

- お申込み方法等**
- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
 - 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
 - ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
 - 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

- 脱退(解約)日**
- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。なお、脱退(解約)による解約返戻金はありません。

- 加入できない方**
- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

告会総連合共済会(以下、共済会)の自家共済と大樹生命保険株式会社(以下、大樹生命)の無配当定期保険と三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の団体総合生活補償保険(MS&AD型)から構成される制度です。共済・無配当定期保険・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。

ご加入時の年齢が60才6ヵ月超～70才6ヵ月以下の方



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額換算 **2,250円** (共済共 1,000円 傷害特約特 1,250円(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合					
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)						
年齢 12/1スタート分 12/1時点の年齢 6/1スタート分 6/1時点の年齢	歩行中に自動車にはねられ死亡	地震災害で死亡	階段から転落し半身不随	地震で建物の下敷きになり後遺障害	スキーで転倒し複雑骨折のため入院	料理中のやけどにより通院
60才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき
65才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下	700万円 共 150万円 特 550万円	425万円 共 150万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払	1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度
75才6ヵ月超～ 80才6ヵ月以下	550万円 特のみ	275万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ
引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	○	○
	傷害特約	損保	○	○	○	○
	自家共済	損保	○	○	○	○
	自家共済	損保	○	○	○	○

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。各制度については、2～3ページ下段をご参照ください。

Check! 保障(補償)開始

2025年12月1日スタート申込時 昭和30年6月2日～昭和40年6月1日生まれの方

2026年6月1日スタート申込時 昭和30年12月2日～昭和40年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、2～3ページの基本コースで継続加入となりますのでご注意ください。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活賠償特約	病気の場合		火災に遭った場合	花輪代 高度障害 見舞金
	死亡	入院した場合		
賠償費用として	胃ガンにより死亡	肺炎のため入院	事務所で火事	花輪代として
日常の偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」	疾病により死亡したとき(または高度障害状態になったとき)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上のとき	死亡したとき(花輪代) 高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
1口あたり 1,000万円 限度 特のみ 主な支払対象事故 ①住宅の所有・使用等に起因するもの ②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの ③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの	50万円 共のみ	1日あたり 1,000円 共のみ 10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	20万円 共 10万円 特 10万円☆	1万円 共のみ
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

- 加入資格**
- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
 - (*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
 - ※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
 - 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2025年12月1日スタート申込時

全青色共済	[60才6ヵ月超70才6ヵ月以下]	昭和30年6月2日～昭和40年6月1日
傷害特約*	3口まで可	[60才6ヵ月超65才6ヵ月以下]
	2口まで可	[65才6ヵ月超70才6ヵ月以下]
	1口	[70才6ヵ月超75才6ヵ月以下]

2026年6月1日スタート申込時

全青色共済	[60才6ヵ月超70才6ヵ月以下]	昭和30年12月2日～昭和40年12月1日
傷害特約*	3口まで可	[60才6ヵ月超65才6ヵ月以下]
	2口まで可	[65才6ヵ月超70才6ヵ月以下]
	1口	[70才6ヵ月超75才6ヵ月以下]

- ※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
 - 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年齢によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページ「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
 - 共済部分は基準日時点の年齢が75才6ヵ月を超えたとき規約により脱退となります。
 - お申込人となれる方は青色申告会会員に限りです。

- お申込み方法等**
- 加入申込書に必要な事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
 - 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
 - ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
 - 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

- 脱退(解約)日**
- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。なお、脱退(解約)による解約返戻金はありません。

- 加入できない方**
- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病